

あなたの思いが大きく実る

名古屋市福祉基金

(地域福祉推進・子育て支援基金)

あなたの思いが
なごやの地域福祉の推進や
子育て支援につながります

名古屋市福祉基金とは

福祉基金は、地域ぐるみの福祉活動を応援し、ふれあいのある豊かな福祉風土を市民のみなさんとともに作りあげていくことを目的として、昭和56年に名古屋市と名古屋市社会福祉協議会により創設された基金で、名古屋市の地域福祉推進と子育て支援に活用させていただいています。

基金の運用にあたっては、「福祉基金運営委員会」を設置し適正な運営に努めています。

設置・運営



社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

地域ぐるみの福祉活動の応援



2,127事業/年 実施

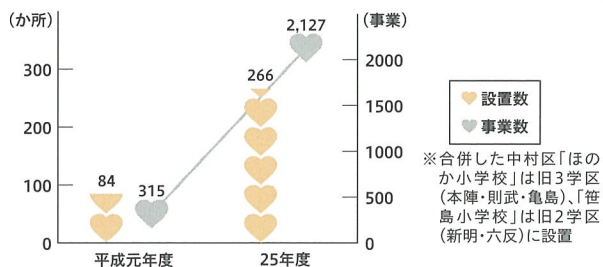
市内全小学校区の
地域福祉推進協議会
による活動を支援

地域福祉推進協議会が市内266小学校区に設置されています。

地域福祉推進協議会が行っている
以下のような事業を支援しています。

- ふれあい給食会
- ふれあい・いきいきサロンの開催
- ふれあい事業
(ふれあいまちつき大会、三世代交流事業等)
- 生活応援サービス
(ちょっとした清掃や付添い、小修繕等)
- 地域支え合いマップづくり
- 見守り活動 等

地域福祉推進協議会設置数・事業数の推移



ふれあいまちつき大会



生活応援サービス(電球の取り替え)

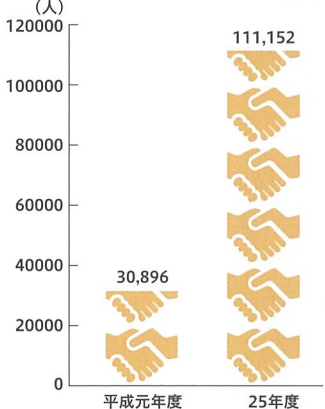
ふれあい給食サービス事業の推進



市内239か所で
3,388回/年 開催

ひとり暮らし高齢者等が食事を介して交流を図る
ふれあい給食サービス事業を支援しています。

ふれあい給食会 参加人数の推移



ふれあい給食会

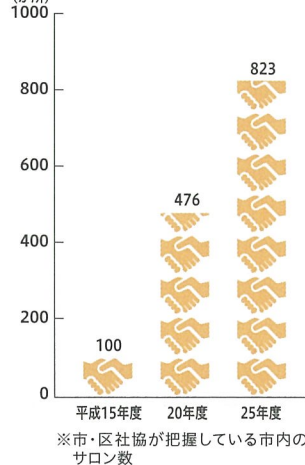
ふれあい・いきいきサロン活動の推進



子育てサロン

住民同士が身近な場所で
集まり、みんなで内容を決
めて運営していく、楽しい
仲間づくりの活動を支援し
ています。

市内ふれあい・いきいきサロン
開催か所数の推移



わたしたちの大切なまち なごや
あなたの思いで「ゆめまち ひと」づくりを
名古屋市福祉基金

人づくり応援事業

活動に取り組む人材の発掘・養成を行う事
業です。事業形態を初級編とステップアップ
編に分け、未活動者から既活動者まで参加
できる講座を開催しています。



利用者の声

公的な助成を受けるための書類の書き方か
ら、利用者さんとのコミュニケーションの取り
方まで、一から学ばせていただきました。

長期に取り組めたことで、利用者がやがて
支援者となり、活動に広がりをもてるよう
になりました。

地域福祉リーディングモデル事業

地域での助け合い・支え合い活動に取り組む
団体等の立ち上げや活動を支援

活動資金応援事業

活動の立ち上げに対する助成を
事業規模により決定し、3年間継
続的にを行います。

活動継続応援事業

活動資金応援事業助成団体が安定し
た運営をできるよう、また、人づくり
応援事業受講者に対し活動の取り組み
ができるよう支援しています。



地域の子ども応援事業

子どものまち事業
中学生・高校生の居場所づくり事業
子育て支援の新たな担い手養成事業

次代を担う子どもたちが地域で他者との交流などを通じ主体性や社
会性を身につける事業や子育て支援の新たな担い手を養成する事業
を実施する団体に対して助成を行い、その活動を応援しています。



はばたきサポート事業



名古屋市内の児童養
護施設等で暮らしてい
る方に、就職の際の自
動車運転免許取得費、
就職・進学の際のア
パート入居費用の一
部を助成することで、
新たなはばたきを応
援しています。

おもちゃ図書館の運営



すべての子ども、障がい児援助グループ、子育て支援グループ等
に楽しいおもちゃや素敵な絵本の無料貸出しを行っています。


企業や団体の
『社会貢献活動』
として

こんな時に 名古屋市の福祉活動に あなたの寄付を 役立てませんか？

(今までにこんな寄付がありました)
※額の多少に関わらずお寄せください。


遺言で
ご自身の意思を残す
『遺贈』として


家族が生前
お世話になった
気持ちにかえて


コツコツ
ためていた
貯金箱のお金を


チャリティバザーや
フリーマーケットの
売り上げを


お祝い事や
香典返しに
かえて

（お礼文） 名古屋市 福祉協議会 会長	（あいさつ文） 遺主	氏名 住所
------------------------------	---------------	-------

「香典返し」にかえてご寄付いただいた場合は、市社会福祉協議会長・市長連名のあいさつ状を必要枚数ご用意させていただきます。※封筒も用意いたします。

所得税や法人税の優遇措置が受けられます

個人の場合

確定申告によって、所得税法(第78条)の「寄付金控除」を受けることができます。
市内在住の方は、個人住民税の「寄付金控除額控除」を受けることができます。

※市外在住の方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

法人の場合

確定申告によって、法人税法(第37条)の規定により、一定の限度内で「損金算入」することができます。

※社会福祉法人に対して支出した寄付金については、一般の損金算入(一般寄付金)の枠の他に、これと同額枠の特別損失算入枠が認められ、限度額が大きくなっています。

遺贈の場合

確定申告によって、租税特別措置法(第70条)の規定により相続税の対象としない特例があります。

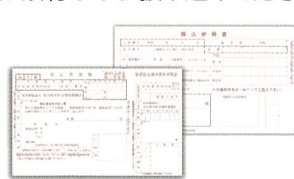
寄付方法

- ① ご寄付をご検討の方は下記までお電話またはE-mailをお送りください。

T E L 052-911-3192

E-mail
nagoyaVC@nagoya-shakyo.or.jp

- ② 振り込み用紙を送付させていただきますので郵便局または銀行からお振り込みください



(お住まいの区の社会福祉協議会でもお受けしております)

社会福祉協議会とは

地域に生活する住民と地域にある住民組織、ボランティア団体、社会福祉施設などの関係者が協力して、子どもから高齢者までの様々な福祉の問題の解決を通して誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を進めています。「社会福祉法」という法律の中で「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として位置づけられている「公共性」、「公益性」の高い民間の組織です。

お問い合わせは

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 総務部

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館5階

TEL 052-911-3192 FAX 052-913-8553 URL <http://www.nagoya-shakyo.jp/>